

～令和7年7月発行～

消費生活通信

この通信では、お買い物で困ったことなど、多く寄せられる消費者トラブルを定期的にお知らせします。

テーマ

ポイントサイト
トラブル

ポイントサイト利用によるトラブルに注意



消費者庁イラスト集より

SNS で、指定されたサイトに登録するとフリマのポイント 2000 円分がもらえるという「ポイントサイト」の広告を見た。無料期間中に解約すればポイントが無料でもらえると思い、指定された 10 個のアプリに名前や電話番号などの個人情報を登録した。1 週間後に、月額 5,000 円の請求メールが届いたが、解約方法も問合せ先も分からず、解約できない。

トラブルにあわないために

- ・無料期間やキャンペーンなどで試しにポイントサイトに登録する前に、サイトの利用規約や解約条件をよく確認しましょう。
- ・事業者の連絡先や解約方法が書かれていないサイトには登録しないようにしましょう。
- ・『定期縛りなし』は『1 回購入で終わり』ではありません。
- ・個人情報の収集が目的のポイントサイトもあります。利用者情報を共同利用している事業者からメールが届く場合もあります。

=====

栃木市消費生活センター 栃木市役所本庁舎 2階 市民生活課内

開所日：月～木曜日（土日、祝日、年末年始を除く）

開所時間：午前9時～正午、午後1時～午後4時（※）

（※新規相談は午後3時まで）

電話番号：0282-23-8899



困ったときは、
消費生活センターに相談してね！

栃木市マスコットキャラクター

とち介